

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和8年8月5日（水）午後3時00分～4時43分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （五十音順）

公益代表委員	橋口、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎
使用者代表委員	酒匂、中原、宮崎
事務局	三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは時間となりましたので、ただ今から、第1回目の宮崎県最低賃金専門部会を開会いたします。まず、最初に、本日の議事録の確認ですが、先ほどの本審に引き続き、鎌田委員と宮崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【鎌田・宮崎委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いします。それでは本日の出欠状況ですが、9名の委員、全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

今回が今年度初めての専門部会になりますので、部会長と部会長代理が選任されるまでの間は、事務局の方で議事を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。なお、専門部会委員任命の辞令は、席の上に置かせていただいておりますので、ご確認の上、お受け取りいただきますようお願いいたします。

続きまして、配布資料について紹介させていただきますが、資料集の表紙の裏側に目次をつけていますが、その目次の方をご覧ください。上から順番に、「1」が専門部会委員名簿、「2」が専門部会運営規程、「3」が生活保護と最低賃金との比較、「4」が基礎調査結果、「5」が審議会運営計画案、「6」が答申日別・最短効力発生予定日一覧、そして「7」以降が消費者物価指数関係であったり、倒産件数、春闘関係、就職内定状況に関する資料となっています。

それでは議題1の「部会長及び部会長代理の選出について」ですけれども、部会長及び部会長代理は最低賃金法第24条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」ことになっています。従来、労使の代表者協議により推薦をいただいているところですが、既に協議済みということであればご発言いただきたいと思いますが。白崎委員いかがでしょうか。

【白崎委員】

はい、事前に使用者側委員と協議をしておりますので、私のほうから推薦させていただきます。

部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員をご推薦したいと思っています。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ただいま、部会長に森部委員、部会長代理に橋口委員の推薦がありました。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ありませんので、部会長を森部委員、部会長代理を橋口委員にお願いしたいと思います。
それでは、ここからの議事進行は、森部部会長にお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

【森部部会長】

部会長を仰せつかりました森部と申します。よろしくお願いいたします。先ほど本審で報告がありましたとおり、7月6日の運営小委員会におきまして、「宮崎県最低賃金の改正については、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議を進める。あわせて、中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、発効日についても円滑な施行に向けて適切に検討することとする」と確認されたところです。慎重かつ適切な審議を心掛けるとともに、全会一致に至るよう努力したいと思います。皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議題2「生活保護費と最低賃金との比較結果について」です。中央最低賃金審議会の目安答申によりますと、宮崎県の最低賃金は生活保護水準を上回っているようですが、まずその比較方法の考え方や宮崎県における比較結果を事務局から説明していただきたいと思います。お願いします。

【室長補佐】

それでは「生活保護費と最低賃金との比較結果」について、私の方から説明させていただきます。まず生活保護費と最低賃金を比較する理由についてですけれども、これは最低賃金法第9条で、最低賃金を決定する要素のうち労働者の生計費については生活保護との整合性にも配慮するものとするというように規定されています。従いまして、最低賃金額で働いたときの手取額が生活保護費より低くなっていないかについて、必ず確認する必要があるということになります。

それでは、宮崎県における生活保護費と最低賃金額の状況についてですけれども、資料の4ページ、資料1をご覧ください。先ほど、第2回本審の中でも、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料としまして、各都道府県における生活保護と最低賃金との比較結果を表したグラフを紹介しましたが、こちらの資料の方は、さらに細かく金額まで示した資料になります。ここで示された宮崎県の生活保護の金額ですが、色付けされた箇所が一番左側の数値になりますけれども、宮崎県の生活保護費が「92,963円」となります。これは、公表されている中で最も新しい令和6年度の金額になりますが、同じ令和6年度の最低賃金の額が、そのとなりの「136,337円」になります。

そして、この金額の根拠資料、計算方法に関する資料が次のページ、5ページの生活扶助基準額と、その次の6ページの生活保護と最低賃金の比較の計算というタイトルの資料になります。

そもそも生活保護は8つの扶助で構成されていますが、中央最低賃金審議会による比較方法の基本的な考え方によりますと、生活保護の8つの扶助のうち、最低賃金と比較するのが、生活扶助と住宅扶助、この2つの合計というふうになっています。

この2つの扶助のうち、まずは生活扶助についてですが、5ページをご覧ください。こちらに生活扶助の基準額がまとめられていますが、その中の一番上の丸のところになりますけれども「第1類費、第2類費、特例加算、経過的加算の合算額」、そして上から2つ目の丸、真ん中の丸になりますが「冬季加算」、そして一番下の丸の「期末一時扶助費」、この3つの合計が生活扶助の金額となります。ただ、この5ページに示されているのが全て基準値になりますので、この基準値をもとに実際の金額を算定する必要があります。その計算方法が、次の6ページにまとめられています。6ページの最初のⅠ、ローマ数字のⅠのところですが、「Ⅰ 前提」の上から2つ目の丸に宮崎県の各地の人口。そして3つ目の丸のところに生活扶助基準額、この生活扶助基準額は、先ほどの5ページで示しました生活扶助基準額と同じ金額になります。その基準額を見やすいように、このような表にまとめたものになります。

そして、これらの基礎データをもとに生活扶助額を計算する方法を示したのが、その下のⅡの生活保護、その(1)になります。まず(1)の①、第1類費と第2類費ですが、この金額は先ほどの基準額から人口加重平均を求めることになりますが、実際計算した金額がその四角で囲まれた部分にありますように、「70,110.30円」になります。ここの計算方法を簡単に説明させていただきますと、上の生活扶助基準額の表のところ、「Ⅰ 前提」の上から3つ目の丸のところになりますが、その一番上のボツのところ、第1類費、第2類費、その基準額が表で示されています。この第1類費と第2類費の基準額は、このように地域によって3つの級地に分かれています。宮崎県の場合、宮崎市が2級地の1に該当します。都城市と延岡市が3級地-1に、それ以外は全て3級地-2に該当するということになっています。それぞれの級地の基準額がこの表にありますように、2級地-1が「72,430円」、3級地-1が「70,080円」、3級地-2が「67,740円」となります。この基準額にそれぞれの地域の人口を掛けまして、その合計から人口1人当たりの平均値を導き出したのが、先ほどの(1)の①の四角のところの金額、「70,110.30円」になります。

そして次の(1)の②、「第2類費のうち冬季加算」についてですが、冬季加算の基準額につきましては、前のページ、5ページの上から2つめの丸のところに記載されていますが、赤字で宮崎県とかかかっているところの「2,630円」が冬季加算の基準額になります。ただ、この金額が加算されるのが11月から3月までの間のみとなりますので、この基準額の年間をとおした1か月平均額を計算したのが、先ほどの6ページ、資料3のⅡの(1)②に戻りますが、冬季加算の1か月平均が②の四角にあります「1,095.83円」となります。

次の③の期末一時扶助費ですが、これは文字通り期末、12月に支払われる扶助費になります。こちら先ほどの①と同じように、人口加重平均値を求めることになります。ただ、①と違うところとして、こちら、12月のみ支給される扶助費になりますので、まず1ヶ月の平均値を求めてから、それぞれの地域の人口を掛けるというやり方になります。その1か月平均値がそこに書かれていますとおり、上から、「1,073.33」「967.50」「914.17」となります。あとは①と同じように、それに各地域の人口をかけて計算しますが、その計算結果が③の四角のところにありますように「987.80円」となります。

そして、この①、②、③の合計が生活扶助費になりますので、上から4つ目の四角に記載されていますように、その合計額、「72,193.94円」、これが生活扶助費ということになります。

そして、もうひとつの要素となります「住宅扶助」についてですが、その下の(2)住宅扶助

実績値のところになります。そこに※で「第3－10表使用」とありますが、これは「令和6年度被保護者調査」の「第3－10表」になります。今回の資料には添付していませんが、政府統計のe-Statでも見るができますので、もし興味のある方はそちらをご覧くださいと思います。そして、その資料により把握した「単身被保護世帯数」と「住宅扶助実績値」がそこにまとめられていますが、その数値をもとに1世帯あたりの住宅扶助実績値を求めたのが、(2)の四角にあります「20,769.37円」となり、この金額が住宅扶助費ということになります。

この生活扶助費と住宅扶助費を合計しますと、下の(3)の四角のところにありますように「92,963円」となりますが、この金額が資料の4ページに示された宮崎県的生活保護費「92,963円」ということになります。

この生活保護費が最新の令和6年度の金額になりますので、これと比較する最低賃金も、当然、令和6年の最賃額ということになりますが、その金額がその隣に書かれています「136,337円」になります。最低賃金は時間額で決められていますので、生活保護費と比較するためには、最低賃金額をこのように月額に換算する必要がありますが、その計算方法を示したのが、7ページ、Ⅲの「最低賃金との比較」のところになります。ここに、時間給としまして、令和6年度の最賃額であります「952円」、月の労働時間は、週40時間の場合を想定して、「173.8時間」というふうになります。あと、その下に可処分所得割合というのがありますが、これは税金とか社会保険料の控除を考慮して、いわゆる手取額を計算するための係数になります。この可処分所得割合が「0.824」になります。そして、この3つの数値を掛け合わせますと、1ヶ月の手取額になりますけれども、それがその四角にありますように、「136,337円」になります。

このように計算しまして、4ページに記載のとおり、令和6年度の宮崎県的生活保護費が「92,963円」。そして宮崎県最低賃金額の月額が「136,337円」となりますので、宮崎県最低賃金は生活保護費を月額で43,374円上回っているという結果になります。生活保護費と最低賃金との比較結果についての説明は以上になります。

【森部部会長】

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問はありますか。

【酒匂委員】

はい。一点よろしいですか。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【酒匂委員】

7ページの上の4行目ですかね。可処分所得割合「0.824」。秋田県の数字を使う理由は何ですか。

【室長補佐】

この年も最低賃金が一番低い県の最賃額から算出するというふうに決まっているそうですが、今回はそれが秋田県だったということです。

【森部部会長】

よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

【白崎委員】

はい。

【森部部会長】

お願いします。

【白崎委員】

数字の算出の方法ですが、わからないので確認させてください。この計算するときに、1円未満を四捨五入する場合と、また切り上げる場合がありますが、何か基準のようなものがあるんですかね。

【室長補佐】

この様式が決まったもので、そこにもともと書かれていますので、そのような決まりがあるのではないかと思います。すみません。お答えになってないかもしれませんが。

【白崎委員】

今後、いろんな算定をする際に、そういう決まりがあるのかなという単純な質問なんですけど。

【室長補佐】

決まりはあると思います。本省の方から示された様式に、県の数字を入れていきますので、この四捨五入するとか、せずというのはもともとこの様式に入っている文言になりますので、全国的に決まったやり方ということになります。

【白崎委員】

その算定する時は、このやり方。

【室長補佐】

はい、そうなります。

【森部部会長】

他にございますでしょうか。無いようなので次に進めます。

それでは、令和6年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることを専門部会としてあらためて確認したということで今後の審議を進めていきたいと思います。また、本審への部会報告書にその旨盛り込んで報告したいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

それでは、議題3に移りたいと思います。議題3です。「令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果」につきましてお願いします。

【室長補佐】

はい。それでは、「令和8年度 最低賃金に関する基礎調査結果」につきまして、引き続き、私のほうから説明をさせていただきます。資料は8ページからの「資料4」になります。まず10ページをご覧ください。こちらに「最低賃金に関する基礎調査」の概要を記載しております。この調査は、宮崎県最低賃金の調査審議の基礎資料とするために、県内の賃金実態を調べた調査になります。調査対象事業所は宮崎県内の事業所で、業種と規模につきましては、3の「調査事業所」に記載していますとおり、「製造業」、「情報通信業のうち新聞業、出版業」、小売業の中の「各種商品小売業」は常用労働者100人未満、それ以外の、各種商品小売業を除く「卸・小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「医療・福祉業」および「サービス業」については、常用労働者30人未満の事業所を対象としています。そして今回調査に協力していただいた事業所の件数が、そこに記載していますとおり「643事業所」。その結果、データを取ることができた労働者数は、その下の「4 調査労働者」のところに記載していますとおり「5,713人」となっています。

そして次の12ページは分布特性値についての説明になりますが、こちらは後ほどあらためて説明させていただきます。次の13ページは、未満率・影響率についての説明になります。ここに記載されていますとおり、未満率は現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のこと。影響率とは、最低賃金額を改定、引き上げた場合、その改定後の最低賃金を下回る労働者の割合のことになります。

そして次の14ページからが調査結果になりますが、14ページと次の15ページは、地域別最低賃金にかかる影響率の一覧表になります。こちらの資料は、地域別最低賃金の引上げ額に応じた改定率、影響率をまとめた表になります。今後、最低賃金を引き上げた場合の引上げ額と改定率、影響率がそれぞれの改定最賃額ごとに記載されています。例えば、今年、Cランクの目安額のとおり56円引き上げた場合を想定しますと、最低賃金額が「179円」になりますので、その表の改定最賃額「179円」のところをご覧くださいと、その場合の引上げ額が「56円」、改定率「5.47%」、そして影響率が「29.19%」ということになります。また、「改定最賃額」が、「1023円」のところをご覧くださいと、改定率が（未満率）となっていますが、この場合のみ、隣の影響率「2.81%」は未満率のことになります。未満率は先ほど説明しましたとおり、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことになります。ここに記載がありませんけれども、その前年、最賃額が952円のときの未満率が2.51%でしたので、現在の「2.81%」は、それより0.3ポイント増加した状況ということになっております。また、影響率につきましても、前年より高くなる傾向にあります。例えば15ページの表の左側のほうに、前年最賃額を1,023円に改定した時の影響率を載せていますが、前年、「71円」引き上げたときの影響率が「30.50%」であったのに対しまして、今回同じ71円を引き上げた場合の影響率を見ますと、その右隣の改定最賃額が「194円」のところですが、

【賃金室長】

1,094円。

【室長補佐】

あ、すみません。「194円」ではなく「1,094円」のところですが、影響率が「31.57%」となっていますので、同じ71円を引き上げた場合でも、前年より1.07ポイント高くなっている、ということになります。

その次の16ページ以降についてですが、16ページと、17ページは地賃と全産業の賃金特性値の推移、そして18ページと、19ページは地賃と全産業で就業形態別賃金特性値の事業所規模別の比較を表にした資料になっています。まず16ページ、17ページの賃金特性値の推移についてですが、16ページは地賃の適用労働者を対象とした「第1二十分位数」「第1十分位数」「第1四分位数」「中位数」、この4つの指数の令和2年から令和8年までの推移をまとめた資料になります。この分位数につきましては、先ほどの12ページの「分布特性値」のところに説明があります。例えば、今回の調査で得られた全ての労働者の賃金額につきまして、賃金が低い者から順番に高い者へと並べていったとします。そして、そのように並べた状態で12ページのイの(イ)のように並べた人数を10等分して低いほうから最初の境界線、そこの賃金額を「第1十分位数」というふうに呼びます。ここのページに載せておりませんが、仮にこれを20等分した場合の一番低い境界線が第1二十分位数になります。また、(ロ)のように4等分した場合の一番低い境界線を「第1四分位数」。そして(ハ)のような2等分した場合の境界線を「中位数」と呼びます。この中位数は調査結果の丁度真ん中に位置する人の金額になりますけれども、平均値とは違った数値になります。平均値を取りますと、賃金が極端に高かったり、また逆に低かったりするような人がいた場合、どうしてもその影響を受けやすいという欠点がありますが、この中位数は平均ではなく、丁度真ん中に位置する人の金額ということになりますので、特に今回のような賃金に関する実態調査においては、平均値より特徴を的確に表す数値として評価され、多く利用されている指標となっています。

それでは、それを踏まえまして、先ほどの16ページの説明に戻りますが、16ページは賃金特性値の推移をあらわしたグラフになります。4種類の分位数のどれもが上昇傾向にあります、第1二十分位数は、これまでも最賃額に近い金額で推移する傾向にありまして、今年も同様の結果になっています。次の17ページは参考資料になりますので説明を割愛させていただきます。

次の18ページ、19ページですが、こちらは就業形態別に賃金特性値を比較したデータになります。18ページの方が地賃適用労働者の就業形態ごとの「第1二十分位数」「第1十分位数」「第1四分位数」「中位数」をまとめた資料になります。下の折れ線グラフのところを見ていただきますと、「第1二十分位数」から「中位数」までの金額の状況が、一般労働者に比べて、パート労働者の方が傾きが緩やかになっていますけれども、これはパート労働者のほうが労働者間の賃金額の差が小さい、つまりは賃金額の分散が小さい傾向にあることを表しています。次の19ページのほうは参考資料になりますので説明を割愛させていただきます。

その次の20ページをご覧ください。20ページは地賃適用業種で業種別の賃金を比較した資料になります。この表の一番左の欄のところ、そこの一番下に「未満率」がありますが、未満率は業種ごとに「0.76%」から「4.62%」の間となっています。この業種の中では「製造業」が、最も低く0.76%で、最も高いのが「卸売業・小売業」で4.62%という結果になっています。また、賃金額の分散について着目しますと、地賃適用パート労働者、これは左から4列目のところの「地賃適用産業計パート」というところになりますが、そこと、右から3列目の「飲食・宿泊業」、この2つのケースで「第1二十分位数」から「中位数」までの金額の分散が小さく、労働者間の賃金額の差が小さい傾向が見て取れる結果となっています。それでは「令和8年度の最低賃金に関する基礎調査結果」の説明は以上となります。

【森部部長】

はい、ありがとうございます。一つ確認なんですけど、地域別最低賃金にかかる影響率の一覧表のところの説明で、「179円」というのは「1,079円」の間違いですね。

【室長補佐】

はい、そうです。すみません。言い間違いました。

【森部部会長】

はい。確認でした。ありがとうございます。

これにつきまして何かご質問はありますか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。それでは、そのほか事務局から本日の資料についてさらに説明がございますので、お願いします。

【賃金室長】

はい。配付資料につきまして資料7から、ページで言いますと25ページから説明いたします。資料7から10に関しましては令和7年度の審議経過を踏まえまして、本日までに提供可能なものをお示ししております。

資料7は、全国と宮崎県の消費者物価指数の対前年上昇率の推移となります。上の表が「食料」、下の表が「持家の帰属を除く総合」となっております。期間は令和7年10月から令和8年6月まで、右から2つ目の列は同期間の平均、一番右の列は令和6年10月から令和7年6月の平均の数値となっております。本省提供の数値から作成しておりますけれども、一番右の列の数値は、昨年度の審議会で提供した資料の数値を使用しております。

続いて、次のページ、26ページの資料8は、中央最低賃金審議会の5回目の資料の抜粋で、ランク別の消費者物価指数の対前年上昇率の推移となっております。指数は、同じく「持家の帰属を除く総合」となっております。本審資料にも入っておりますが、資料7との比較という点で、あらためてお示ししております。

続いて資料9、27ページですが、全国と宮崎県の倒産件数の推移となっております。期間は令和7年10月から令和8年6月までで、東京商工リサーチのホームページから数字を出しております。下の表は、連合の春季生活闘争の回答集計です。連合及び連合宮崎の公表結果をもとに作成しております。

次のページの資料10になりますが、令和8年3月高等学校卒業予定者の県内就職内定状況です。都道府県の比較という点で、文部科学省の調査結果をもとに作成しております。職業安定部に確認しましたところ、一番下の※にございますが、母集団には、学校または公共職業安定所の紹介を希望する者のほか、学校等の紹介を希望しない自営業者や公務員等を含むということになっております。宮崎県の数値として宮崎労働局が公表しているものがございますが、母集団が学校または公共職業安定所の紹介を希望する者ということで、文部科学省の数値と少し誤差が出ております。ちなみに、労働局の3月末数値でいきますと61.5%となっております。母集団の違いでそのような誤差が発生するということですが、都道府県の比較という点で、文部科学省のデータを使用しておりますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。ただ今、本日の資料について説明がありましたが、これにつき

まして、何かございますでしょうか。

(質問なし)

【森部部会長】

よろしいでしょうか。はい、それでは次にいきたいと思います。議題4ですが「今後の審議の進め方」について協議を行いたいと思います。最低賃金法第25条第6項では、「審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」とされております。この点について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【賃金室長】

はい。最低賃金法第25条におきまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」、また、規則において、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。また、意見陳述者、参考人とも言いますが、意見陳述者は意見を的確に主張できる人選とすること、専門部会の労使各側委員の意向を十分に尊重することとなっております。

本件は期日までに意見が3件提出されまして、1件を除いて2件が陳述を希望されました。本日、委員の皆様のご審議で、意見陳述を認めることが確認された場合には、8月13日、木曜日の第2回専門部会で意見陳述をしていただくことになりますが、第1回専門部会後に、「陳述予定者の氏名」「追加資料等の有無」「追加資料有で当日資料持ち込みとなった場合は14部を陳述者側で準備」等について説明を行う予定です。以上が参考人聴取についての説明になります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。先ほどの本審で要請書が提出された「日本民主青年同盟宮崎県委員会 様」「宮崎ふれあいユニオン 様」「宮崎県労働組合総連合 様」のうち、「宮崎ふれあいユニオン 様」をのぞいて、意見陳述を希望されていることが確認されました。意見陳述を希望しています2件につきまして、意見聴取を認めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。異議がないようですので、次回の第2回専門部会で参考人意見聴取を行いたいと思います。参考人の意見聴取は、次回の部会において行いたいと思いますので、参考人の氏名等を事務局で確認しておいていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議題5に入りたいと思います。令和8年度宮崎県最低賃金額改定に関する労・使の基本的考え方について御意見をいただきたいと思います。それでは、まず労側からお伺いしたいと思います。

【鎌田委員】

労側の鎌田です。どうぞよろしくお願いいたします。資料を皆様のところに配付させていただきます。しばらくお待ちください。

それでは、説明をさせていただきます。まずは労側の基本的考え方で、ローマ数字Ⅰの1で法の趣旨を記載してございます。こちらの部分は、日本国憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を明記しております。あらためてご確認をお願いいたします。

下段の方の2ポツでございます。宮崎県最低賃金対象者の現状でございます。四角囲みにありますように、仮に法定労働時間上限で働いても、年収は210万程度にしかならないと、いわゆるワーキングプア水準程度にとどまっているという状況でございます。

おめくりいただきまして2ページをご覧ください。ローマ数字Ⅱ、宮崎県の経済情勢についてです。こちらの総数判断、または項目別の推移につきましてはこちらをご一読いただきたいというふうに思っています。

Ⅲ、2026年度の地域別最低賃金の審議についてでございます。まずは1ポツの(1)、連合全国の回答集計となっています。先ほど労働局の方からも説明がありましたが、この図のとおり33年ぶりの高い伸びとなった昨年と同水準となっているということ。あとグラフの下に記載しておりますが、こちら最低賃金ですのので有期短時間労働者の賃上げの額で、アンダーラインを引いておりますが「75.01円」。前年は「66.98円」ですので、昨年よりも上回る最大の引上げの額になっております。あと特徴的なのは、(1)の太文字の下に文章を入れておりますが、「5%以上の獲得組合の割合」というのが、2022年は「0.7%」だったのが直近の2026年では「43%」にまで増加しておりまして、賃上げの裾野は着実に広がっているということが伺えられるかと思っております。おめくりいただきまして3ページでございます。それでは宮崎はどうなのかというところで、連合宮崎の結果でございます。こちら図を見ていただければ一目瞭然なんです。連合宮崎は額も率も過去最高水準を取ったという結果になっております。3年連続で1万円超えの賃上げが実現し、賃上げのノルムが形成がされつつありますが、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要があるというところでございます。

続きまして2ポツ、宮崎の名目賃金、実質賃金の推移についてです。今回は新たに新規で入れさせていただきました。下の表をご覧ください。通り、宮崎の名目賃金指数は最賃改正後7ヶ月平均で「112.0」となっております。昨年の同時期は「107.1」ですので、先ほど私が、連合宮崎が前年以上、過去最高の賃上げ水準だということと比例して結果にも表れているところでございます。※印入れておりますが、前年の地賃の引上げ率は「7.46%」ですので、前年の名目の引上げと似たような形の数字かなというふうに思っております。めくっていただきまして4ページでございます。先ほど名目賃金、賃上げが非常に高いと申し上げましたが、一方では実質賃金の宮崎というのは、この表にあるとおり毎月のマイナスというところでございます。実質賃金がマイナスですと、後ほど説明するエンゲル係数、この食料費にかかる構成費もおのずと高くなっていくのだろうというふうに思っております。政府は「実質賃金、年1%上昇」を目標、連合も春闘では「実質賃金を1%上昇軌道に乗せる」ことを掲げておりますので、我々労側としましてはこの実質賃金の7ヶ月平均の「97.3」をいかにして1%の「101」にしていくかというところも課題の一つなんだろうというふうに思っております。

続きまして3ポツ、こちらも宮崎の課題だというふうに思っております。都市部への労働力流出についてでございます。(1)に「宮崎県外の転出者の推移」を表にして記載しておりますが、表の太文字のとおり転出者の4割以上を20代が占めているという結果でございます。人口が減

少ししているにもかかわらず宮崎は10年前の「8,499人」から直近では「9,417人」にまで転出者が増えているというところでございます。あと文章にも少し入れておりますが、宮崎大学がまとめた若者の県外流出等の調査結果では、やはり大学生が就職先を選ぶ時に重視するポイントとして、「給与水準」と回答したのが「78%」であったというところでございます。

おめくりいただきまして5ページでございます。4ポツの「倒産、休廃業、新設法人」の「(1) 企業倒産」についてでございます。こちら先ほど労働局から一部説明はございましたが、こちらの部分、宮崎の歴年ごとに拾った数字でございます。確かに件数は「55件」と昨年より増加はしていますが、負債額は「71億8300万円」と昨年と変わらない結果であるということ。あと一番右に記載をしております倒産発生率が宮崎では「0.112%」ですので、全国平均の「0.199%」に対して大きく下回る結果という形になっております。昨年は大幅な最低賃金引上げと言われておりましたが、この倒産発生率等から見れば、企業倒産との因果関係があるとは認めにくいと言えるかなというふうに思っております。おめくりいただきまして6ページでございます。あ、すみません。6ページでなく、5ページの下段の方ですね。「休廃業、新設法人」というところは、休廃業が「576件」に対して新設法人は「765社」というふうに上回っているということ。あと課題なのは「黒字休廃業率」が約5割に近い数字であること。あと経営者の年齢が「70.7歳」ということも宮崎の課題なんだろうというふうに思っております。

そのような中で6ページの部分でございます。生計費と言われているところでございます。(1)の宮崎市のエンゲル係数でございます。こちらの部分は、食料が消費支出全体に占める割合というのがエンゲル係数でございます。直近の2025年は「29.1%」と前年もよりも高い結果となっています。本審の中で資料が紹介されていましたが、全国のエンゲル係数は確かに低くなったと思っていたところ、実際に数字を見てみたら、宮崎の場合はエンゲル係数が高くなったという、これも宮崎の一つの課題なんだろうというふうに思っていますし、都道府県庁所在地別では宮崎市が6番目に悪い結果だということもございます。やはりガソリン代も含めた物価高の影響にも加え、所得が低いほど必要な食料費の割合が大きくなるため、生活にゆとりがないことが十分に伺えますので、昨年以上に引き上げが必要だというふうに思っているところでございます。

下段の(2)。これは持ち家の帰属家賃を除く総合、並びにおめくりいただきまして7ページの(3)、寄与度の高い食料の前年同月比というところは確かに前年を下回ってはおりますが、大きく増加した前年にもこの部分は現れておりますので、今でもやはり最低賃金近傍での暮らしは厳しいというところは言うまでもないかというふうに思っております。続きまして(4)、家計調査の自動車等関係費でございます。こちら新規で入れさせていただきました。やはり東京とか大阪とかの都市部と違うのは、自動車を使う方々が非常に多いということなんだろうというふうに思っています。その辺の根拠としてそちらの文章にも入れさせていただきましたが、1人当たりの台数が全国で7番目に高いということ。あとは4月のダイヤ改正で宮崎市内を中心に路線バスが167便減便することもご存じのとおりである中、この家計調査の消費支出というのは50項目あるのですが、この自動車関係費というのが2番目に構成比が高いということからも県民の生活に自動車を欠かすことができない交通手段であろうというふうにも思っております。下段の表はガソリン代を10年前と直近という形で記載をさせていただいております。確かに直近はいくつかの補助等もあったかというふうに思っていますが、このように10年前122円であったのが、今では170円台になっています。

おめくりいただきまして8ページをご覧ください。こちらでは宮崎県の有効求人倍率になります。宮崎は九州各県と比較しても直近の7ヶ月平均では、「1.16」という形に2番目で高い数値であるというところでございます。おめくりいただきまして、9ページをご覧ください。こちら

パートタイム労働者の求人募集下限平均となっております。こちらの最賃改正後の7ヶ月平均の下限平均というのは、記載のとおり「1,135円」でございます。現行の最賃額1,023円と比較しますと大きく上回る実態となっております。先ほどの(1)、こちらの(2)、共にお示したのは、宮崎における労働需要が逼迫している状況や、現行の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明確であるというところでございます。

7ポツにつきましては、参考までに宮崎の離婚率、婚姻率というのを記載してありますが、非常に離婚が高いということ、婚姻率は全国平均に下回っているというところでございます。

8ポツでございます。先ほどの事業場視察のところでも、非常に良い意見があったということも聞いたところでございますが、労側としまして、やはり事業場視察の結果というのを入れないといけないだろうということで、今回入れさせていただいております。こちらの文書の中では、6名の方が参加されてご意見をいただいたところを入れさせていただいております。やはりいろんな形で物価高が大変なんだ、家族で外出する場合も安価なところを探したり我慢したりするという説明やご意見もいただいております。あと額のところは非常に難しいところであろうかと思いますが、1,023円については6名中ほとんどの方が低いと回答している。あと、いくらくらいが妥当かという質問には6名中4名が1,100円以上だったという回答であったというところでございます。やはりこういった現場の生の声、実態を踏まえれば、最低賃金の引上げそのものに反対するというご意見ではなく、最低賃金の着実な引上げと合わせて価格転嫁の促進、中小企業の支援を一体的に進めることが重要だろうかというふうに思っております。

おめくりいただきまして最後にというところでございます。最低賃金というのは宮崎県民から注目もされている中、宮崎の1,023円は高知、沖縄と並び全国最低でもございます。賃金が安いというイメージが固定化していくと若者の人材流出が加速していき、中小零細企業の事業継続発展の厳しさに拍手をかける一因にもなることが懸念されることから、最低賃金の重要性はますます増しているのだろうというふうに思っています。昨年度は宮崎県を含むB、Cランクの多くの県で、中賃の目安を上回る引き上げが行われました。これは若者の県外流出防止、人材確保に対する地方の強い危機感の現れと、地域間格差の是正を求める切実な声でもあろうかというふうに思っています。また発効日につきましては法律上も法定発効が基本であり指定日発効は特別な理由がある場合に限られます。指定日発効する場合はその必然性について県内で働く労働者にも理解が得られるかなどの観点から公労使で十分に論議した上で決定すべきだろうと考えます。労働組合がある企業の多くが遡及適用も含め4月度に賃上げを実施しておりますが、最低賃金は春季生活闘争の結果などを踏まえ審議されるため発効日が秋になっている事情もございます。最低賃金近傍で働いている方々の暮らしは厳しく、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させる上では最賃の早期発効が重要であろうかと思っています。労働者側委員は、本年度も使用者側委員、公益委員と議論を尽くして結論を得よう努力することを申し上げ労働者側の主張といたします。以上でございます。

【森部部長】

はい、ありがとうございました。労側から他に報告等はございますでしょうか。よろしいですか。それではひとまず基本的な考え方という形で資料を基に見解を述べていただきました。続きまして使側より基本的な考え方をお願いします。

【宮崎委員】

使側の宮崎でございます。私の方から説明をさせていただきたいと思います。従来から、ペーパーの方はお見せしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

まずは昨年度の振り返りでございます。昨年度の中央最低賃金審議会では、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視したこと、加えて賃上げの流れが続いていることにも着目し、引上げ額、目安、64円が示されました。これは法の原則の3要素より、その時々事情、政府方針等を重視した引上げ額でありまして、金額ありきで、根拠、データを後付けしているとは思えない状況であったと考えます。

その後の地方最低賃金審議会では、Cランク全県で目安が大きく上回る金額、プラス7円から18円が提示されまして、2県を除く11県で使側反対にて結審をいたしました。宮崎県におきましては引上げ額目安に対しまして、公益委員見解として目安額よりプラス7円の引上げ額、プラス71円の1,023円が提示されまして、使側全員反対で結審をしたところでございます。また発効日につきましては、中央最低賃金審議会からの各地方で十分な議論をとる要望により、使側は1月1日発効を主張いたしましたが、11月16日の指定発効日となったところでございます。

次に宮崎県内の景気動向、中小企業、小規模事業者を取り巻く状況でございます。宮崎県内の景気は日銀宮崎事務所の7月発表、宮崎県金融経済概況によりますと、緩やかに回復しているとありますが、一方で民間調査会社が実施いたしました6月期の企業動向アンケート調査においては、企業の景況感を示す業況判断指数はマイナス26ポイントとなっており、物価上昇が業況に与える影響では9割を超える企業が「影響がある」との回答が出ております。

また、今年4月に宮崎県中小企業団体中央会が実施いたしました県内の中小企業、小規模事業所における慢性的な人手不足と賃上げ、物価高騰による価格転嫁等に関する調査におきましては、今年度の賃上げについて実施する60%、未定28%、実施しない12%となっており、賃上げを実施する理由といたしましては業績・収益向上ではなく、いわば防衛的賃上げが多数を占めております。また、賃上げを実施しない理由では原材料価格、電気代、燃料費の高騰や、コスト増加分を価格転嫁できていない、前年度の賃上げが負担となっているなどが挙げられており、中小企業、小規模事業者の厳しい経営状況が現れておるところでございます。

以上を踏まえまして、今年度の審議に臨む使用者側の基本的な考え方を申し上げたいと思います。物価の上昇幅は昨年より緩やかであるものの、引き続き上昇局面にあること。大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分に理解をしているところでございます。一方で、中小企業、小規模事業者には、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている事業者が多いことを踏まえる必要があります。

全ての企業に適用される最低賃金を過度に引き上げることは、先行きの不透明感が高まっている中、経営をより一層圧迫しかねないと考えます。最低賃金は働く人の生活を支えるセーフティネットとして全ての企業に例外なく、かつ、罰則付きで適用されるものです。業績に関わりなく法的強制力を持って適用される地域別最低賃金の引き上げと、各企業の経営判断や労使交渉による賃金の引き上げとは意味合いが全く異なるものです。これまでも毎年申し上げてきておりますが、最低賃金の引上げは通常の賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではないことを強く申し上げます。繰り返しになりますが、最低賃金は業績の良し悪しに関係なく一律に強制力を持って適用されます。生産性が向上し収益が拡大した企業が、賃金引上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもありません。しかし強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断されるべきであり、生産性の向上、取引適正化への支援等によって中小企業、小規模事業者が自

発的に賃金引上げをしやすい環境を、まずもって整備すべきであると考えます。

したがいまして、使用者側として法定3要素のうち、通常の事業の賃金支払い能力を重視することと、3要素を総合的に表している賃金改定状況実態調査結果の第4表の賃金上昇率の結果を最も重視した賃金を基本とする考えでございます。あわせて発効日についてですけれども、中小企業、小規模事業所は特に経営的、時間的にも余裕がなく、最低賃金改定後、それなりの準備期間が必要なこと。また、時間給で働いている労働者の多くが被扶養者であり、扶養から外れることを防ぐため、年末に向け就業調整を行う労働者が多くいることから、一時的な人手不足や経営の影響の観点を考慮すると、1月1日の指定日発効が望ましいというふうに考えます。加えまして宮崎県における中小企業、小規模事業者の経営状況や消費者物価、企業物価の動向、中東情勢の影響や価格転嫁の進捗状況などの実態を詳細に把握した上で金額審議をすべきであると強く主張いたします。私の方からは以上でございます。

【森部会長】

はい、ありがとうございます。使用者側から他に報告等がございましたらお願いします。

【酒匂委員】

はい、よろしいでしょうか。

【森部会長】

お願いします。

【酒匂委員】

資料を用意しておりますので、お配りいただいてよろしいでしょうか。

基本的には先ほど宮崎委員が申し上げたとおり、使用者側としての考えをお示ししたとおりなのですが、お配りいただいたビデオメッセージに関する資料の中でも、法定3要素の中の賃金支払能力、これについては各種統計を基に議論したとありますが、ただ決め手となる資料がないという中で、どうしても我々の賃金支払能力が有効な資料をもって説明できないという実態があるかと思います。前々回の3月12日の審議会では、最低賃金引上げに伴う、私どもの商工会に所属する地域の事業者が非常に厳しい、価格転嫁ができていないという事態をお示ししましたけれども、加えて今回は中東情勢の影響を大きく受けてきております。

先ほどの宮崎委員の話の中でも、中東情勢の影響等を触れておりますし、中央審議会の目安の中でも中東情勢について触れていただいておりますが、その影響は数字の上ではなかなか表れていない。それもあって、今回、私どもの方でアンケートを取らせていただきましたので、商工会地域にはなりますが、今、中小・小規模事業者が抱えている課題について情報共有させていただければと思います。

お配りしました資料をおめくりいただいて、裏表紙の方に調査概要を付けさせていただいております。これは6月10日から2週間ほどかけて行ったものでございますが、丁度、イランが恒久的な停戦に向けて覚書署名した期間になります。ある程度、イラン情勢、中東情勢が落ち着いてきたタイミングでございます。ただ、停戦の後もまだ戦闘が続き、なかなか中東情勢の終結が見通せない中で、まだ危機的状況や、その影響が続いているという状況でございます。

下の1ページに、今回の調査対象が書かれております。828社にアンケートをしております。私どもの会員事業者の約12、3%の事業所になります。

おめくりいただいて2ページでございますが、「中東情勢の緊迫化によりどのようなマイナス影響がありますか」という質問に対しまして、左側の円グラフのとおり、「現時点で甚大なマイナス影響がある」が23.4%、「多少のマイナス影響がある」が49.5%、「今はないけど将来、今後はあるかもしれない」というのが13%、トータルの85.9%、9割近くの方が何らかの影響があると回答されております。その影響の内容について、右側の棒グラフになりますが、712社が影響があると回答されています。その中で8割以上の方が、原材料、資材価格が上昇していると、また、半数以上の方が調達が困難になっている、あるいはエネルギー価格が上昇しているということでございます。複数回答でございましたので、利用者の方が1つではなく、複数の影響を受けているというのを、ここでは表しているところでございます。

3ページ以降に具体的な影響を、記述式で求めています。詳細割愛いたしますが、まずは原材料が入ってこない。入ってこないで新たなお客さんを受け入れられない。あるいは今受けている事業が完結できない。なので現金が入ってこないという実態がでございます。また原材料が入ってきたとしても、価格が上がっているという状況があって、なかなかその価格を転嫁できていないという状況でございます。また後程、ご覧いただければと思います。

それではその具体的な対策ということで、5ページ目にどのような対策をされていますかとお聞きをしております。影響のあった方の4割が、「原材料等の調達先を多様化」されていますし、38.2%の方が「商品サービス等への価格転換」をしている。あるいは39%の方が「コスト削減」を挙げております。逆に見ると、調達先の多様化、価格転換を6割の方ができていないということでございます。そのために一番下でございますが23.7%、4社に1社が「打てる対策がない」という厳しいお声を挙げていただいているところでございます。

したがいまして、6ページ以降の「今後の見通しや事業継続の懸念について」の自由記載の中にも、「先行きが不透明で不安」「事業継続が難しくなる」「倒産」といった言葉が目立っております。先行き、事業継続の懸念と多くの声をいただいております。

また9ページ以降に国、県に対する要望等をあげていますが、ここでは割愛させていただきますけれども、なかなか数字で事業者の窮状を訴えるというのは難しいのですが、このようなアンケートでも、そのような声が届いていますことを、改めてお示しをさせていただいて、こういったところにも心を寄せていただきながら、今後も議論をさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

【森部部長】

はい、ありがとうございます。それでは労使双方ともお話をさせていただきました。今から表明されました労使それぞれの基本的な考え方につきまして、質問や意見交換を行いたいと思いますので、自由にご発言していただけたらと思います。お配りした資料に関する質問でも構わないですが、何かございますでしょうか。

【白崎委員】

はい。よろしいでしょうか。

【森部部長】

はい、お願いします。

【白崎委員】

はい、使側の皆さんの方からご説明をいただいたところでございます。私ども、労働組合として様々な労働相談等を受けさせていただく中で、最低賃金に近い水準で働かれている方々からは、やはり生活が厳しいというお声や、賃金が上がっても物価に追いついていないというお声を多くいただいているところでございます。また職場訪問などする中でも、やはりそのような声というのは度々聞いているところでございます。

また、一方で先ほどもご説明いただきましたように、私どもも春闘のキャラバン等で経営団体の方のところも回らせていただいておりますので、事業者の皆様方が厳しい経営状況の中で頑張っておられるということも、十分理解しているつもりです。

その上で、今回お話もありましたように、宮崎県内の状況というのを踏まえるというのが非常に重要なことかなというふうにも考えております。宮崎県の状況ということをおっしゃると、やはり使側の皆さんの言われたことと同じように、労働側の方にも課題というのはあるかと思えますし、先ほどから説明させていただきましたように、人口減少、若い人の県外流出とか、人手不足、働く人が足りないとか、こういったことが宮崎県が抱える大きな課題だというふうに考えておりますし、様々な相談の中でも、特に人がいないんだということを聞いております。人材の確保をしていくためにも、働く人が将来的にもその場に残っていただくためにも、やはり適切な賃金水準を作っていくということが必要ではないかというふうに思っております。

先ほど来、ありましたように、最低賃金法の9条で、労働者の生計費、労働者の賃金、そして通常の事業の賃金支払い能力、これに則ってやるというのは当然のことです。この3つを総合的に勘案して決めるべきだと思っておりますので、どれかに特化して決めるというののもいかなものかという思いも当然でございますし、これは労使の共通認識だというふうに思っております。その上でしっかりと判断したいというふうに思っております。

また、これも例年申し上げているところでございますけれども、やはり最低賃金が改定されますと、多くの労働者の皆様への影響というのも直接的に関係するのだらうなというふうに思っております。慎重な論議をしていくのは私たちも当然必要なことだらうというふうに思っておりますけれども、審議にあまり時間をかけるのもどうかというところもありますので、しっかりバランスをとりながら働く方々の賃金にスムーズに影響を与えるよう、円滑な審議というのをしたいかなければならないだらうというふうに考えております。

当然のことながら、公労使、それぞれの立場というものはあるとは思いますが、やはり宮崎で働く人、そして地域経済のこれからということを考えた上で、しっかりと論議をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、慎重な論議、さまざまなスムーズな論議も含めて、進めさせていただきたいと思っておりますので、今年の審議、どうぞよろしくお願いします。

【森部部長】

労側から、このような意見がでました。使側から何かございますでしょうか。

【酒匂委員】

はい。よろしいですか。

【森部部長】

はい、お願いします。

【酒匂委員】

鎌田委員の方から、労働者側としての見方ということで、詳しい資料も作っていただいて、私個人としても賛同するところがございましたし、逆にいろいろと個別に違った視点での発言をしたいところもありましたが、ここでは具体的に1個1個取り上げることは差し控えたいと思っております。

やはり今回、中央の方で目安が示され、法定3要素と言われるものを総合的に勘案していくのだと。そして、それを参酌しなさいと。先ほどメッセージが見れていないので、インパクトとしては弱いのですが、やはりそこは重たく受け止めなければいけない。参酌していくという中で、私の受け止めとしては、昨年は生計費、消費者物価の指数だけを取り上げて、それに合わせた数字で中央の方も示していましたが、今回は割と3要素バランスよく、似たような形で示されているんじゃないかと。生計費についても昨年より鈍化しているというのを素直に認めておられますし、賃金支払い能力についても依然として賃上げの原資を確保することが難しい企業も存在しているとか、中東情勢の影響で足元の物価指数も上がっていくことは留意しなければいけないとか、引き上げの水準には一定の限界もあるなど、非常に私どもにも寄り添ったことを示されております。

ですから、それを受けて、あと目安の中に書かれている様々な数字を受けて、なぜCランクが56円になったのかというのがなかなか見えてこないのですが、それでもその数字と比較して、それぞれの地域の実態に応じて議論していただきたいと言われておりますので、ぜひ事務局の方にお願ひしたのは、先ほどいろんな資料をご説明いただいたので、このような多くの資料により中央で議論されたというのはわかるんですけども、我々としてこの目安の中に書き込まれている彼らが判断した数値と、宮崎県の数値がどう違うのか、どれだけ乖離しているのか、または同じなのかというところを、ある程度はおさえさせていただきたいと思っております、これは事務局への要望になるんですけども、この中央の資料だけ見て判断するのは厳しいものですから、できれば、このような目安の中で引用されている数字と、私ども宮崎県の状況を比較させていただくような資料が可能であれば、お願いできないかと。それは、前回の中央審議会の中でも、各都道府県で参照できる数字、比較可能な数字で議論していただくというのが宿題であったはずですので、それを意識して、おそらく中央でも今回議論いただいていると思いますので、そこは整理して、お示しいただければと思います。

【森部部長】

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。今、事務局にご要望がありましたが、今のことは対応できますでしょうか。

【賃金室長】

実は今回、専門部会の25ページ以降の資料といいますのが、昨年の議事録を私も拝見させていただきまして、資料も見させていただきながら、今の時点で、こちらで作れるものは、先にお出しできないかと思ってまして、25ページ以降がそのような形で作らせていただいたものになります。物価に関しては、昨年はこのような形で全国と宮崎の比較、それからABCランクのものが去年は出ていなかったんですけども、今年は中賃の方にも出ていましたので、これを付けさせていただきました。それから倒産件数や連合の集計等についてはまとめた形で昨年もお出ししているのと、県外流出についても労側委員から何か資料がというお話があったということを知っておりますので、今回、職業安定部にお願ひしましたら、この会議に間にありましたので、こう

いう形で資料を出させていただいているところです。

委員の皆様から、できればこういったものがあればというのを言っていただけると、どうしても宮崎の数値というものがあるものと、ないものがございますが、あるものについては何とか出せればと思っているところですので、ご意見を伺いながら、できるだけそういうものを出していきたいなと思っております。

【森部部会長】

酒匂委員。よろしいでしょうか。

【酒匂委員】

はい。自分の方で整理して、必要なものがあればお願いしたいと思います。

【森部部会長】

宮崎に関する資料がありましたら、出していただけると。

【賃金室長】

はい。できるかぎり、いろいろと見てみたいと思います。次回に、少しでも、そして何らか出せるような形で。もしご要望等がありましたら、この場でなくても、後日メール等いただきましたら、本省の方をお願いすることもできるかもしれませんので、次回までに間に合うかどうかは、また別の話ですけども、3回目までのことも含めて、できるようなことはやりたいと思っています。

【森部部会長】

ご協力ありがとうございます。

【重黒木委員】

すみません。ちょっと確認だけさせていただきたいのですけれども。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【重黒木委員】

例えばこの資料の25ページ、26ページとか、対前年比ということで数字をいただいているんですけれども、ちょっと昨年の数字が確認できてないので何とも言えませんが、昨年かなり大きく、例えば全国平均より宮崎が上がっているというふうな数字が出てきた場合というのは、分母が昨年の方がかなり上がっている中での今年度の比較というような計算の仕方をされているということでよろしいでしょうか。

【賃金室長】

そうですね。消費者物価については、宮崎県の消費者物価というのを本審の方の資料に入っておりますけど、指数が110ポイントとか、そのような指数がそれぞれの持ち家の帰属とか、それそれについて違ったりはしますけども、その前年に対して今回が何ポイントという形で出ており

ますので、確かに前年が高く上がっていたということはあるかもしれませんが、それに対して今の伸びがどうかという点での比較になるのかと思います。

【森部部会長】

伸び率のところで見ているということですね。

【賃金室長】

はい。そこを見ている数値という形になります。

【森部部会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【橋口部会長代理】

ちょっと、一点だけ。

【森部部会長】

はい、お願いします。

【橋口部会長代理】

第1回目の審議なので、ちょっと感想というか、今後の審議における基本的な考え方みたいなことで、2つだけ述べさせていただきたいのですが、一つは労側が最初に、去年に引き続き詳しい資料を出していただき、ありがとうございます。それでこの資料の冒頭にも出ている、最低賃金の目的ですね。これ、第1条がたまたま労側の資料の最初に載っているんだけど、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ということを改めて確認をしておかないといけないのかなということを、私も今痛感しているんですね。結論から言うと、頑張っただけで、もちろん使側の反対というのも経過としてはありましたが、ここ数年、労働条件の改善を図るところあたりは、それなりに資する結果を持てているような気がするんですけども、果たして生活の安定と、特に一番セーフティネットが必要な方々の生活の安定とかいうことを考えると、この物価高の中で率は下がっているけれども、本当に実感として賃金が上がった感じがしないという声が出ているというのは、やはり受け止めないといけないのかなと思うんです。もちろん数値は色々分析しないといけないですよ。だけど実感としてそういうのがまずあるなという感じがするんです。労使ともに頑張っただけで、そういうのが感じとしてあるので、やはり目的としての第1条を絶えず頭に置いて議論していきたいなと。実感として、小さい事業所の労働者の声も、組合に入っている労働者の声も、相通じる共通した願いみたいなものがあるんじゃないかと思うので、それは忘れずに議論したいなというのがまず一点。

それともう一つは、先だってたまたま労働者が200人か250人くらいの規模の、圧倒的にパートさんが多い食料品の製造業の社長さんとゆっくり話ができたんですけど、値上げの問題なんです。具体的に言うとナフサの関係も、中東情勢の影響で不足しているとなっていて、そこあたりのパッケージとか、原材料費で直接影響を受けている事業者なんですけど、先ほど使側の酒匂委員から貴重な資料を頂きました。その3ページあたりにも載っていましたが、中東情勢の影響でプラスチック成型用の樹脂原料が原油価格の高騰で数カ月前から30%以上値があがっているといっ

たような、全く同じ話が出たんですよ。僕が深刻に感じたのはその後の話なんですけど、大変だと、正直価格転嫁ができていまして、難しいんだと。そして、その上で企業内の努力をやるということで、まだとんでもない状況になっているとまで言ってなかったけど、その時、社長がこんなふうに行ったんですよ。今はね、今回の値上げは、水戸黄門じゃないけど、「中東なんですよ」って言われると、何も答えができない。要するに、前は「材料費が上がります」とかいう話をされた時に、「いやちょっと待ってよ。こっちの状況がこうあるから少し下げて」とかいう交渉ができたんだけど、今はそれが全くできないって言うんですよ。言われるがままに材料費を出して、その分をどうするかこっちの方で考えざるを得ないというところに来ているので、社長が言ったのは、「もうね。苦しいというよりかは面白くないんですよ」と言っていました。これ非常に僕は実感として、なるほどなあと思って。「こうなると商売じゃない」って言うんですよ。普通の市場経済ではないという言い方もされてたけど、そういうことで何でもかんでも「中東だ」と言われると、すべて受け入れざるを得ないというのは、苦しいというよりかは本当に面白くない。それでは商売ができないからみたいなことで聞いたので、僕はそれが非常にこう、心に残ったんですよ。ね。本当に価格転嫁ができていないと。

その割には中央の公益見解の中で、何度も読みましたが、小企業への支援策や助成金で主力になっている業務改善助成金というのがありますが、ずっとそれだけなんですよ。だから先ほどの酒匂さんの資料の最後のところにも、中小企業者の要望で、税金の問題、社会保険料の問題まで踏み込んでよって、本当に血を吐くような要望が出てきている割には、国からは従来どおりで何も出てないんですよ。はっきり言って、中央の公益見解に税、社会保険料のことが何もない。そういったなかで宮崎県が今年度、思い切った助成金制度を作りました。そこに申請が殺到し、我々も仕事柄、申請のお手伝いをしましたけど。切実ですよ、そこを求めているのはね。だからもっと 使側と言われるように法定で強制力がある最低賃金なんだから やはりそこを上げてよって言うのなら、もう少し具体的に使える、援助になる支援策を、パッケージでもっとしっかりと出してほしい。今のは使い勝手が大変ですよ。業務改善助成金でも何かを入れて生産性を上げるっていうことがないと対象にならない。でも今はそういう時期ではないんじゃないかと。そこができるようなところは、それでどんどん使っていけばいいんですけど、それができないところが多くあるわけで、そのあたりはもう少し一歩踏み込んだ支援策が必要だと思います。それは労側も言ってらっしゃるとおりで、直接の額の問題というわけではないけれども、我々もそこを含めて議論していかないと、合意までいくのは難しいのかなというような感想をもったところです。以上です。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。そのようなことについては、最後の付言という形で今後考えていくということも大事だと思います。ありがとうございました。他になければ次に行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは次第6に行きたいと思います。令和8年度宮崎県最低賃金改定に関する金額提示についてですが、去年は第1回目で労使双方から金額も提示をしていただきました。7月28日に中央最低賃金審議会におきまして目安が示されましたが、それを踏まえて現段階において金額提示が可能かどうかをお聞きしたいのですが、まず労側からどうでしょうか。

【白崎委員】

はい。では私の方から。まず、資料の配布をお願いします。

それでは私の方から令和8年度の労側の額の提示をさせていただきます。お手元の資料を見ていただければと思いますが、具体的な要求額につきましては、時間額、現行の1,023円を改定いたしまして「1,110円」、引上げ額「87円」としたいと思います。引上げ率が「8.5%」でございます。

算定の根拠につきましては2番のところを見ていただきたいと思います。有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額、それに宮崎県の実質賃金プラス1%を加えるということでございまして、また都市部への労働力流出、男女間の賃金格差などを総合的に勘案いたしまして、格差是正を図りたいというふうに考えております。

詳細、具体的なところにつきましては、(1)でございますけれども、先ほど基本的見解の2ページでもお示しさせていただきましたように、第7回の最終回答集計のところでございますが、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額、時給が75.01円なので、「76円」ということであります。

2ポツでございます。(2)ですが、宮崎県の実質賃金指標、11月から5月の7ヶ月間ということでございまして、平均「97.3円」、これに「実質賃金プラス1%」というのを考えております。先ほど、これにつきましては、基本的見解の4ページ、宮崎県の実質賃金の推移というのを付けておりましたが、その表でございます。やはり、この実質賃金プラス1%に持っていきたいというところで、101をこの7ヶ月平均の本年度97.3円で割りますと、指標が「1.038」ということでございます。先ほどの賃上げ額「76円」にこれをかけまして「78.8円」で「79円」というところであります。この「79円」と先ほど説明しました全国過重平均との額の是正を分かりたいということで、全国の過重平均が現在「1,121円」でございます。宮崎が「1,023円」ということで割りますと「1.096」ということでございます。「79円」にこの「1.096」をかけまして「87円」ということでございます。この(1)(2)(3)から総合的に見て、「87円」ということでご提出させていただきたいと思います。

【森部部会長】

根拠資料とともに、引上げ額「87円」、時間額「1,110円」、引上げ率「8.5%」というのが労側からの1回目の金額提示という形で出していただきました。使側は、今回、金額提示できませんでしょうか。

【宮崎委員】

はい、では私の方から説明をさせていただきたいと思います。今までの話の中でも様々な指標の入った資料を事務局の方からご提示いただいたり、また追加の資料があればという話もございました。今現在で正確な形のアmount提示というわけにはいかないですけれども、まず第1回目いたしまして基本的な考え方でも申し上げたところでございますが賃金改定状況調査結果の第4表、本日の本審の資料の94ページにあったと思いますけれども、その第4票の③のCランクの賃金上昇率が「4.0%」ということで、金額にして「プラス41円」という金額を提示させていただきたいというふうに思っております。

【森部部会長】

ありがとうございます。資料の第4表の③の「4.0%」の上昇率というところが根拠ということで、引き上げ額「41円」ということで時間額が「1,064円」という形になります。ありがとうございます。

金額提出ということでそれに関することがございましたら、また何か付け加えることがございましたらお願いします。

(特になし)

なければ、今、表明していただきました労使それぞれの金額提示ですね。整理しますと、労側引き上げ額「87 円」で、時間額「1,110 円」に対して、使側が引き上げ額「41」円で、時間額「1,064 円」という形で提示していただきました。この点につきまして、質問やご意見、意見交換等がありましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

質問じゃないですが、労側の追加という形でよろしいでしょうか。

【森部部会長】

お願いします。

【鎌田委員】

去年の労側の1回目の提示額は81円だったと思います。それをなぜ労側がここまで増やしたか、去年より増やしたかとなると、今回、様々な労側の見解資料を出した数値の中で、やはりエンゲル係数なんかも全国平均より高くなっていて、しかも宮崎は改悪になっているんですね。去年も食料の確か物価高なども引用されたと思いますが、命にかかわる食というところが重要だなというふうに思っていますので、やはり宮崎というところも鑑みながらいけば、そういったエンゲル係数は中賃の資料の中にも全国の数字が入っていますので、やはり宮崎としても非常に重要なところなんだろうなというふうに思います。

あと、数字では表しにくいのですが、若者の県外流出とか男女間の賃金格差とか様々な宮崎の課題があるのだらうと思います。自動車の保有率も宮崎は高いですが、この影響も数字にはなかなか表れてきません。しかし、人口が来年は100万人を割るかもしれませんので、そのような状況で少しは、県外流出、人口減少等も、3要素はベースにありながらも、総合的にそのようなことも検討していく必要があるのだらうということを追加で報告させていただきます。

【森部部会長】

ありがとうございます。使側は何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではなければ、次回、第2回専門部会におきまして、金額審議についてはさらに深めていきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【森部部会長】

ありがとうございます。それでは次第7に移りたいと思います。今後の審議スケジュールということで、事務局より説明をしていただきたいと思います。

【賃金室長】

はい。専門部会資料の21ページの方に、資料5としまして、今後の審議スケジュール、運営小委員会で承認を受けました日程を付けさせていただいております。これまでの各委員との調整、運営小委員会でご検討いただいた結果を反映したものとなっておりますが、8月13日、木曜日、午後1時30分から開催予定の第2回専門部会において金額審議、8月17日、月曜日、午後1時30分から開催予定の第3回専門部会において2回目に引き続きまして金額審議、8月21日、金曜日、午後1時30分から開催予定の第4回専門部会において金額審議と、公益見解が求められた場合に公益見解提示、それから8月24日、月曜日、午後1時30分から開催予定の第5回専門部会において公益見解提示後の審議と採決という予定にしております。なお、本審で説明しましたとおり、今年度は労使の意見要望を踏まえて専門部会を1回増やし、公益見解提示後に一旦持ち帰り、別日で採決、同日第3回本審というスケジュールとしております。なお、予備日は8月25日、火曜日、午後1時30分から設定しております。

なお、第5回専門部会が「全会一致」で結審しましたら、第6条第5項の採用によって、専門部会の採決結果をもって審議会に答申したものとさせていただきます。「全会一致」に至らなかった場合には、第5回目に専門部会終了後そのまま第3回本審を開催して、採決の上、答申していただきたいと考えております。

8月24日、月曜日に答申をいただきました場合、同日中に答申要旨の公示を行いますと、異議申立ての期限が9月8日、火曜日になりますので、異議申出があった場合、いわゆる異議審として第4回本審を9月9日、水曜日、午前10時から開催させていただきたいと思います。なお、指定日発効となった場合は、異議審開催を別日とすることは可能ですけれど、現状では、発効日の審議結果にかかわらず、異議申出の翌日に異議審を開催する予定で提示させていただいております。

また、特定最賃の改正の必要性を審議していただく検討小委員会につきましては、第1回を8月26日、水曜日、午前10時00分から開催し、関係労使の意見聴取を、第2回を8月31日、月曜日、午前10時00分から開催して、必要性審議と小委員会報告のとりまとめをお願いしたいと考えております。検討小委員会の結果を踏まえて、9月9日予定の第4回本審、異議審の際に、特定最賃改正の必要性の有無について答申をいただく予定です。以上が、今後の審議日程（案）になります。

【森部部会長】

はい、ありがとうございました。予備日を含めて説明していただきました。ただ今、事務局から専門部会等の開催について説明がありましたが、それについて何かご意見、ご質問があったらお願いします。

【橋口部会長代理】

9月8日と言いましたかね。10日でしたかね。

【賃金室長】

9月8日が、異議申し出の締切日になります。資料に効力発生予定表を入れておりますが、資料の22ページで、左側の8月24日のところを見ていただきますと、この日に答申が仮にありましたら、異議申し出の締め切りが9月8日になっていますので、そこで締め切って、翌日の午前

中に異議審ということになります。

【森部部会長】

締切りが8日で、異議審が翌日の9日ですね。

【賃金室長】

はい。そのような予定で提示しております。

【森部部会長】

あくまで予定ですので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。日程調整につきましては、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、ご意見が無ければこのような形で進めさせていただきます。皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上で予定された議題が全て終了しましたが、他に何かご意見、ご質問があったらお願いします。

(意見・質問等になし)

よろしいでしょうか。無いようですので、本日の議事記録につきましては議事録を作成することとします。議事録の確認は冒頭の事務局の説明どおり鎌田委員と宮崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事録につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利、利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会、最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。公開につきまして、何かご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

意義は無しということで、本日の専門部会はこれで終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
